

多度津町公示 第50号

介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、下記のとおり公示送達します。

令和8年7月23日

多度津町長 丸尾 幸雄

年度	税目	送達する書類	氏名
令和8年度	介護保険料	決定通知書	長佐 繁喜 香川 欽哉 大爺 美和子

この書類は、地方税法第20条の2第3項の規定により、公示の日から起算して7日を経過したときに送達を受けるべき者に送達したものとみなされます。

なお、当該書類は多度津町役場税務課で保管しており、送達を受けるべき者の申出によりいつでも交付します。